

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会に係る後援等名義使用承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催する行事に対し後援および共催（以下「後援等」という）をする場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「後援」 実行委員会が団体等の実施する行事に賛同する意思を表すことをいう。
- (2)「共催」 実行委員会が主催者の一員として団体等が実施する行事の企画または実施に参画することをいう。

(後援等の基準)

第3条 実行委員会の後援は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの。
 - ア 国、地方公共団体またはこれらに準ずるもの。
 - イ 文化・スポーツ団体その他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が、実行委員会が行う事業方針に反していないもの。
- (2) 行事の内容が、両大会の目的および実行委員会が行う開催準備の推進に寄与すると認められること。
- (3) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (4) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (5) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (6) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (7) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。
- (8) 行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (9) 行事の主催者が、過去に第5条に定める承認の取消しを受けていないこと。
- (10) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

2 共催の承認については、前項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業の内容が実行委員会が主催者の一員として行事の企画または実施に参画することが特に必要

な事業に対して行う。

(後援等の申請、承認)

第4条 行事を主催する団体等が、実行委員会の後援等の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 行事名
- (2) 目的または趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時
- (5) 開催場所
- (6) 参加予定人員
- (7) 参加料、入場料の有無および額
- (8) 他の後援等申請先

2 実行委員会は、申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の諾否を決定し、その旨を申請者に通知する。

3 実行委員会は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。

4 申請者は、後援等の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の行事計画に重大な変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。
- (2) 後援等の名義を記載した印刷物等を、当該行事を開催するまでに提出すること。

(承認の取消)

第5条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項、または第3項に規定する申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 前条第4項に掲げる条件が遵守されていないと認められるとき
- (3) 承認の条件に違反したとき。

附則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。